新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、

生活資金でお悩みの皆様へ

最大 20 万円

無利子で緊急貸付します

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

- ◆休業された方向け(緊急小口資金)
 - ⇒10万円以内

(学校等の休業、個人事業主等の場合 20 万円以内)

- ◆失業された方等向け(総合支援資金〈生活支援費〉)
 - ⇒ (単身世帯) 月 15 万円以内 (複数世帯) 月 20 万円以内

★詳細は裏面をご参照ください★

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯は償還を免除することができる予定です

【ご相談・お申し込み先】※ 居住地の市区町村の社会福祉協議会が窓口になります。

10 旧版 10 年020001 一点 日本地の中世刊刊の日本田本伽族大が心口によりより。							
神奈川県内の市区町村社会福祉協議会							
横浜市		栄区	045-894-8521	横須賀市	046-821-1301	綾瀬市	0467-77-8166
鶴見区	045-504-5619	泉区	045-802-2150	平塚市	0463-21-8813	葉山町	046-875-9889
神奈川区	045-311-2014	瀬谷区	045-361-2117	鎌倉市	0467-23-1075	寒川町	0467-74-7621
西区	045-450-5005	川崎市		藤沢市	0466-50-3525	大磯町	0463-61-9390
中区	045-681-6664	川崎区	044-246-5500	小田原市	0465-35-4000	二宮町	0463-73-0294
南区	045-260-2510	幸区	044-556-5500	茅ヶ崎市	0467-85-9650	中井町	0465-81-2261
港南区	045-841-0256	中原区	044-722-5500	逗子市	046-876-6222	大井町	0465-84-3294
保土ヶ谷区	045-341-9876	高津区	044-812-5500	三浦市	046-888-7347	松田町	0465-82-0294
旭区	045-392-1123	宮前区	044-856-5500	秦野市	0463-84-7711	山北町	0465-75-1294
磯子区	045-751-0739	多摩区	044-935-5500	厚木市	046-225-2947	開成町	0465-82-5222
金沢区	045-788-6080	麻生区	044-952-5500	大和市	046-200-6177	箱根町	0460-85-9000
港北区	045-547-2324	相模原市		伊勢原市	0463-94-9600	真鶴町	0465-68-3313
緑区	045-931-2478	中央区	042-756-5034	海老名市	046-235-0220	湯河原町	0465-62-3700
青葉区	045-972-8836	南区	042-765-7065	座間市	046-266-2025	愛川町	046-285-2111
都筑区	045-943-4058	緑区	042-775-8601	南足柄市	0465-73-1575	清川村	046-287-1118
戸塚区	045-866-8434						

休業された方向け(緊急小口資金)

- ■貸付上限額:10万円以内。ただし、以下の場合は20万円以内の貸付が可能
 - (1) 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
 - (2) 世帯員に要介護者がいるとき
 - (3) 世帯員が 4 人以上のとき
 - (4) 世帯員に下記の①または②の子の世話を行うことが必要となった労働者がいるとき
 - ①子の世話を新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
 - ②風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校等に通う子
 - (5) 世帯員の中に個人事業主がいること等のため、収入減少により生活費が不足するとき
 - (6) その他、特に資金の貸付需要があると社会福祉協議会会長が認めるとき
- ■据 置 期 間:貸付の日から1年以内 ■返 済 期 限:据置期間経過後2年以内
- ★緊急小口資金特例貸付の借入申込に必要な書類等は、<u>神奈川県社会福祉協議会ホームページ</u>からのダウンロード、または居住地の社会福祉協議会からの郵送により入手してください。

失業された方等向け(総合支援資金〈生活支援費〉)

■貸付上限額:(単身世帯)月15万円以内、(複数世帯)月20万円以内 ともに貸付期間は原則3月以内

■据 置 期 間:貸付の日から1年以内

■返済期限:据置期間経過後10年以内

★総合支援資金(生活支援費)特例貸付の借入申込に必要な書類等は、神奈川県社会福祉協議会ホームページからのダウンロード、または居住地の社会福祉協議会からの郵送により入手してください。

【緊急小口資金】【総合支援資金(生活支援費)】の特例貸付への借入申込は、感染症拡大防止の観点から、郵送によるお申込みにご協力をお願いいたします。

注意事項

- * 休業等による収入の減少や失業等が前提となるため、生活保護世帯や従前から就業していない方は対象外となります。
- * 個人ではなく世帯を対象とした「世帯の生活の安定」を支援する制度です。
- * 審査の結果、貸付ができない場合があります。
- * 貸付決定がされたあと、ご本人名義の金融機関の口座に振り込みます。金融機関の口座が使用できない場合はご相談ください。
- * たいへん多くの方からお申込みをいただいておりますので、順次、審査を進めていますが相当な日数を要します。書類に不備等がある場合には、その訂正に必要な日数がかかりますのでご了承ください。
- * ご返済の方法はゆうちょ銀行からの払込となります(口座引落希望の方はご相談ください)。
- * 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2項第6条に規定する暴力団員である者が属する世帯は借入申込ができません。
- * 虚偽の申込みその他不正な手段により貸付を受けたケースについては、貸付金の一括償還の請求、または貸付の停止、もしくは貸付契約を解除することがあります。
- * 現に感染されている方や、そのご家族など濃厚接触者に該当する方、またその疑いがあると思われる方は、あらかじめお電話にてお問い合わせください。社会福祉協議会では、さまざまな福祉サービスを提供している所もありますので、支援者を経由した感染拡大防止の観点から、ご協力をお願いいたします。

実施主体:社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会(地域福祉推進部 生活支援担当)

連 絡 先: 〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2

電 話:045-311-1426(受付時間 月曜日~金曜日 9:00~17:00) 2020.10.01